

群馬地方最低賃金審議会

(整理番号0916)

第2回専門部会

議事要旨

議事録

HP公開版

令和7年8月4日 非公開

開催日時	令和7年8月4日	15時35分～15時53分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室	
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人 定数 3 人
主要議題	1 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2 最低賃金に関する基礎調査結果等について 3 群馬県最低賃金額の審議について	

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、最初に事務局からご報告申し上げます。 本日の出席委員につきましては、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名でございます。 最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされました委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	ただいまから、第2回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。 議事進行につきましては、 部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

部会長	それでは会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、議題の（１）中央最低賃金審議会の目安答申の報告につきまして、事務局からお願いいたします。
事務局	はい、本日、目安答申の報告を予定しておりましたけれども、まだ、答申が行われていないことから、目安額が決まっております。目安の答申文が届き次第、委員の皆様へ別途御連絡させていただきたいと存じます。
部会長	ただいま、事務局より目安の答申文が届いていない旨報告がありまして、今後、答申文が届き次第、委員の皆様へ別途御連絡したいとのことです。このことにつきまして、御意見等がございますでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	それでは、御意見等ないようですので、事務局は目安の答申文が届き次第、委員の皆様へ答申内容等につきまして、ご提供いただきますようお願いいたします。
部会長	それでは、議題の（２）最低賃金に関する基礎調査結果などにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは今年度、群馬労働局で実施いたしました、最低賃金基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。 資料２をご覧ください。資料の右下にページ番号を振っておりますので、資料の説明にあたりましては、この番号を用いて１ページ、２ページというふうに説明をさせていただきます。 まず１ページ目をご覧ください。令和７年度最低賃金に関する基礎調査の概要につきまして、説明をいたします。 当該調査の依頼事業場件数は２,０８４件でありました。それに対しまして有効回答件数は９４２件、回収率は４５．２％でありました。 調査対象地域につきましては、群馬県全域になります。 調査対象の業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は１００人未満の事業所。卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業、飲食店・宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉・サービス業は３０人未満の事業所を調査いたしました。 従いまして、当該調査は、中小規模の事業所が調査の対象となつ

ておりますので、中小事業所の労働者の実態を明確に把握できるようにしたものとなります。

また、集計につきましては、令和3年経済センサス活動調査の結果に基づく事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元をし、集計をしております。なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算をして集計をしております。

従いまして、調査結果の反映は、あくまで対象とした産業及び規模の母集団事業所の範囲に限る推計となっております。

次に、調査結果のご説明の前に、賃金統計用語について説明をさせていただきます。次の2ページをご覧ください。

まずは未満率についてご説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金を下回っている労働者の割合のことをいいます。現行の群馬県最低賃金が、時給額985円ですので、時給額984円までが最低賃金未満者ということになります。

次に影響率についてです。影響率とは、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。

続きまして、第1・4分位数についてです。第1・4分位数とは、数値の集まりがあるとき、数値を低いものから高いものへ順番に並べた際、低いほうから見て全体の4分の1に当たる数値のことをいいます。

中位数につきましても、いまご説明した位数同様に、全体の2分の1、中央に当たる数値をいいます。第3・4分位数についても同様に、低いほうから見て全体の4分の3に当たる数値をいいます。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、次の3ページをご覧ください。この表は、1時間当たりの所定内賃金に対しての累積労働者数と累積度数分布を表したものになります。この表の上部に記載されております合計労働者数314,014人につきましては、群馬県のすべての労働者数ではなく、先ほどご説明いたしました調査対象の業種及び事業所規模の母集団の労働者数の合計となっております。

この表の賃金額のきざみ方法につきましては、2枚めくっていただきまして、次の4ページに記載がございます。974円以下、975円から1,085円までは1円きざみ、1,086円から1,089円までは4円きざみ、1,090円から1,199円までは10円きざみ、1,200円から1,999円までは100円きざみ、そして2,000円以上の賃金階級で集計をしております。

また、先ほどご説明しました未満率につきましては、現行の群馬県の最低賃金が985円ですので、賃金額が最低賃金未満となりま

す 984 円以下の労働者は 8,314 人、未満率は 2.6%ということになります。

続きまして 5 ページをご覧ください。この表につきましては、労働者を累積ではなく、1 時間当たりの所定内賃金額ごとの分布で表したものになります。一般労働者とパート労働者に分けて表示をしております。

続きまして 2 枚めくっていただきまして 6 ページをご覧ください。この表につきましては、全労働者とパート労働者別、さらに産業別に 1 時間当たりの賃金額の平均賃金額を分位数、中位数ごとに表したものです。例えば、1 番上の表の全労働者の総計をご覧くださいと、平均賃金額は 1,589 円となっております。この平均賃金額は、累積労働者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数 314,014 人で除したものととなります。表の一番右側の中位数の全労働者の総計をご覧くださいと 1,284 円となっております。このように平均賃金と中位数は、金額が異なることがわかります。

続きまして 7 ページをご覧ください。この表は、群馬県最低賃金額と 1 時間当たりの賃金額の特性値の推移になります。右上のグラフは、今年度を含む 5 年分の未満率と影響率の推移を表しております。

次に、8 ページをご覧ください。この表は、産業別に令和 3 年度から令和 7 年度までの 1 時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したのになります。

続きまして、9 ページをご覧ください。この表は、最低賃金引上げ額・引上げ率と影響率の関係表になります。引上げ額が 0 円から 99 円までについて表しております。引上げ額 0 円のところを見ますと、影響率は未満率と同様 2.6%となります。1 円ずつ引き上げる額が上がるごとに、影響率が高くなることがわかるかと思えます。

2 枚めくっていただきまして、最後に、10 ページから 13 ページの資料をご覧ください。最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のホームページで公開することとなっておりまして、今年度公開させていただくのがこちらの資料となっております。10 ページにつきましては、産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別の労働者数を示した表となっており、全ての産業かつ全ての就業形態の集計結果となっております。

3 枚めくっていただきまして、11 ページにつきましては、産業・就業形態別の賃金額階級別、性別、年齢別の労働者数を示した表となっておりまして、10 ページの労働者数を男女別に表したのになります。

	3枚めくっていただきまして、12ページにつきましては、地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働者数を示した表となっております、各賃金の区分において、勤続年数別に見た労働者数を表したものになります。 3枚めくっていただきまして、13ページにつきましては、諸手当の種類別労働者1人平均支給額の表となっております。 これらの資料につきましては、12月頃、政府統計が確認できますポータルサイトのe-Statに掲載される予定となっております。 以上、簡単ではございますが、令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明をさせていただきました。この調査結果が、委員の皆さまのお役に立てれば幸いと存じます。よろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
委員	ちょっとよろしいですか。
部会長	はい、委員、お願いします。
委員	労働者委員のです。ご説明ありがとうございました。8ページのところで教えていただきたいなと思うんですけども、表のところで、左下1時間当たりの平均賃金額が出ておりまして、これを見ると、製造業の賃金が令和6年から7年にかけて非常に高く跳ね上がっているなど、500円くらい上がっているなど見て取れるんですけども、何による影響なのかというのが分かるようであれば教えていただければと思います。
部会長	それでは事務局のほうで、今お答えが可能でしたらお願いいたします。
事務局	ご質問ありがとうございます。ちょっと確認させていただきまして、また別途回答させていただければと存じます。申し訳ありません。
部会長	はい、ありがとうございます。 ほかにご質問等ございますでしょうか。

各委員	【ほかに質問等なし】
部会長	それでは、この部分については以上といたしまして、事務局から次のご説明をお願いいたします。
事務局	はい、資料3をご覧ください。 こちらが群馬県における生活保護と最低賃金の比較に関しまして、各種データより取りまとめたものをつけております。群馬県の最低賃金は生活保護を上回っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。
部会長	ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。
各委員	【意見無し】
部会長	特にございませんでしょうか。 それでは、議題の(3)群馬県最低賃金額の審議に入りたいと思いますが、先ほど事務局より報告がありましており、目安額は決まっておりますが、現時点で金額等にお考えがございましたら、御発言をお願いいたします。 はじめに、労働者側委員からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	労働者側委員の[]です。金額的についてですね、本日の時点で目安額が出ていないということで、具体的な数字は、今のところは持ち合わせていませんが、先ほど労働側の[]委員からお話しがあったとおり、報道等で一部報じられておりに行けば、そこが基準となっていくと思うんですけども、また、本審でもお話ししましたが、群馬県の実情、近隣との格差というのを、当然労働側としては重要な要素としてみております。また、生活実態等多角的に勘案しながら、額差是正も含めて慎重に審議を進めて行きたいと考えております。今年度は、先ほど来話しをしてますけれども、例年以上に難しい審議になると予想していますが、改めて使用者側委員、公益委員の皆様におかれましては、群馬の現状を見ていただきながら前向きに判断していただけますようによろしくをお願いいたします。以上です。
部会長	はい、ありがとうございます。ほかに労働者側委員からはよろし

	いでしょうか。
労側委員	【意見無し】
部会長	それでは、使用者側委員でご発言がございましたらお願いいたします。
委員	使用者側の 委員です。 委員のほうから話がありましたとおり、今回は昨年以上に色々な難しい調整が入ると思いますけれども、労側委員さんとは長い間の信頼関係ができていうふうに承知しておりますので、このあと色々な部分で、お互いに調整を付けていきたいというふうに考えております。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員でほかにございますでしょうか。
使側委員	【意見無し】
部会長	労使委員のほうでほかにございませんでしょうか。
労使委員	【意見無し】
部会長	さらにご意見等あれば審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	それでは、本日はここまでといたしまして、労使それぞれ検討する時間も必要かと存じます。次回の専門部会で結論が得られますよう審議いただくことといたしまして、本日の審議につきましては、以上でよろしいでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	それでは、議題（４）その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。

部会長	はい。それでは、本日の審議項目は以上となりますが、他にご意見等ございますでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議におきまして、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われていますが、非公開事項は無し、ということよろしいでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	はい。非公開事項は無し、と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第2回群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでございました。